

公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年3月19日

| | |
|----------|------|
| 久留米市監査委員 | 田中俊博 |
| 久留米市監査委員 | 塙秀二 |
| 久留米市監査委員 | 秋吉政敏 |
| 久留米市監査委員 | 塚本篤行 |

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成 26 年度

部局名：農政部

| 指摘事項等 | | | 措置状況 |
|-------|------|--|---|
| 指摘事項 | 事務監査 | 文書事務 農業政策に関する審議会開催についての伺いにおいて、決裁区分を誤っているため、正当な決裁権者による決裁が未了となっているものがある。 | 事務局決裁としていましたが、会長決裁で行うようにいたしました。 |
| 指摘事項 | 事務監査 | 審議会等事務等事務 常時設置するものとされている産業化推進事業に関する審査会において、委員の任期が半年以上前に切れているにもかかわらず、新たな委員を委嘱するための手続きがなされず、同審査委員会委員不在の状況が生じているものがある。 | 当該事業を実施するうえで、審査会の常時設置が必要であるか再度検討し、要綱改正を行いました。 |
| 指摘事項 | 財務監査 | タクシー借上げ事務 タクシー乗車券を交付した際に、その控として必要事項(タクシー利用の申請者、利用日及び予定経路)を記入する欄が全く記入されていないものや、使用後に、実績を確認のうえ記入すべき料金額が記入されていないものがある。 | 早急に是正し適正な処理を行いました。また、指摘事項については、事務マニュアルへ追記するとともに、乗車券表紙に確認事項を明記し、組織全体として漏れ防止に向けた対策を行って参ります。 |
| 指摘事項 | 財務監査 | 補助金等交付事務 産業化推進事業に係る補助金等交付事務において、補助金交付申請書の提出を受けているにもかかわらず、速やかに事務処理を行わず、年度末に一連の事務をまとめて処理したものがある。 | 補助金交付規則等を再確認するとともに、進捗管理を行い、適正な事務処理を行っています。 |

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成26年度

部局名：高良内財産区

| 指摘事項等 | | | 措置状況 |
|-------|------|---------|--|
| 指摘事項 | 財務監査 | 交際費支出事務 | 交際費のほとんどの支出において、領収書や領収書が取れない場合に添付することとしている支払証明書が添付されていない。 担当者が適切な事務処理を行うよう、上司から注意喚起した。また、上司及び担当者は、領収書の添付漏れがないように互いに意識するよう努めた。 その結果、交際費の全ての支出において、領収書、又は支払証明書を添付している。 |